

◎新潟県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年2月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下戸倉五泉線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市能代字家ノ前221番1から	新	7.5～33.0メートル	85.4メートル
同市能代字家ノ前268番1まで	旧	7.5～8.7メートル	79.2メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更